



受理通知書の廃止について

交通政策課において、駐車施設設置（変更）届出書、路外駐車場設置（変更）届出書の受理の際、受理通知書を申請者に発行しているが、事務処理の簡素化のため、平成 29 年 8 月 1 日以降、これらの受理通知書の発行を廃止する。

（１）内容

- ・ 駐車施設設置（変更）届出書に対する受理通知書の廃止
- ・ 路外駐車場設置（変更）届出書に対する受理通知書の廃止

（２）受理通知書の代替書類について

- ・ 駐車施設設置（変更）届出書に受付印を押印したもの（別紙 1）
- ・ 路外駐車場設置（変更）届出書に受付印を押印したもの（別紙 2）

（３）適用日

平成 29 年 8 月 1 日以降の届出書に適用

【参考】

建築基準法施行令第 9 条第 6 項の規定により、駐車場法第 20 条が建築基準関係規定となっている。

庁外については、ホームページ等で周知する。

○建築基準法施行令

第九条 法第六条第一項の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

六 駐車場法第二十条